事業報告 電子マニフェストの現況と取組み

公益財団法人
日本産業廃棄物処理振興センター 情報処理センター

表1　電子マニフェスト加入者数と登録件数

年　度	加入者数	加入者数の内訳						マニフェスト年間登録件数
		排出事業者				収集運搬業者	処分業者	
		A料金	B料金	C料金	計			
平成21年度	55,797	2,447	11,567	28,995	43,009	7,891	4,897	8,391,114
平成22年度	72,761	2,777	11,246	43,814	57,837	9,388	5,536	10,614,066
平成23年度	79,115	2,909	11,724	47,810	62,443	10,673	6,039	12,882,074

1　はじめに

平成9年6月の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）の改正により、すべての産業廃棄物の委託処理に際して、産業廃棄物管理票（以下、「マニフェスト」という。）の使用が義務化されるとともに、電子マニフェストが制度化され、平成10年12月より情報処理センターがシステムの運営を行っている。電子マニフェストの登録件数は、増加傾向を示し、この３月には初めて月間124万件を超え、平成23年度合計では1,288万件（電子化率25%）となった。平成23年度は、電子マニフェスト事業中期計画を策定（平成24年度～ 26年度）するとともに、利用料金体系の見直し（料金引き下げ）を行い、普及促進に努めている。

また、東日本大震災及びそれに伴う原子力発電所の事故（以下、「東日本大震災」という。）による被災地の復旧・復興支援事業を行い、電子マニフェストに関連して「ＪW災害廃棄物処理支援システム」を開発し、平成23年9月から運用している。

本稿では、電子マニフェストの現状、「ＪW災害廃棄物処理支援システム」の状況、システムの保守・改善状況、サポート、普及活動状況等について紹介する。

2　電子マニフェストの現状

(1) 電子マニフェストの加入者数

電子マニフェストの加入者数は、平成19年度以降顕著に増え、平成23年度末の加入者数は、79,115社（排出事業者：62,443、収集運搬業者：10,673、処分業者：6,039）であり、前年度比1.1倍に増加した（図1、表1）。

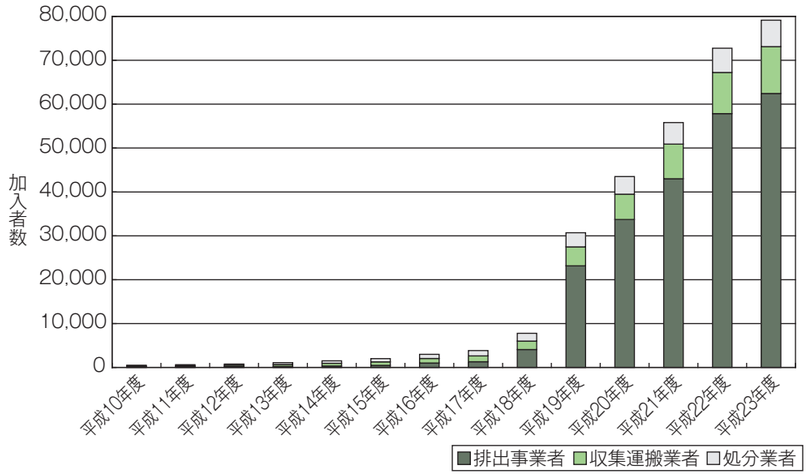


図1　電子マニフェストの加入者数の推移

平成23年度末の電子マニフェスト加入者の業種別構成をみると、医療・福祉（77%）が一番多く、建設業（7.2%）、製造業（6.1%）の順に続き、この３業種で全体の91%を占めている（図2）。

また、都道府県別の電子マニフェスト加入者数は、東京都（10,815）が最も多く、次に静岡県（6,625）、神奈川県（6,610）、愛知県（5,549）の順となっている（表2、図3）。

(2) 電子マニフェストのアクセス状況

電子マニフェストシステムへのアクセス方法には、①Ｗｅｂ方式、②ＥＤＩ方式、③携帯方式の３方式がある。システムへのアクセスのほとんどは、Ｗｅｂ方式及びＥＤＩ方式の２方式で、携帯方式の利用は少ない。

Ｗｅｂ方式及びＥＤＩ方式のマニフェスト登録件数の比率は７：３であり、加入者数とは逆にＷｅｂ方式の利用割合が高い。ＥＤＩ方式で接続する事業者（ＡＳＰ事業者を含む。）は、１年に数社ずつ増え、現在、約70社が利用している。

(3) 電子マニフェストの登録件数

電子マニフェストの登録件数は、加入者数の推移と同様に平成19年度から急増し、平成23年度は、前年比1.2倍増の1,288万件となり、電子化率は25%となった（表1、図4）。

また、排出事業者の業種別の電子マニフェスト登録件数は、建設業の利用が全体の58%を占めて最も多く、次に、製造業（12%）、卸売業・小売業（7.5%）、医療・福祉（6.8%）の順に多く、この3業種で全体の76%を占めている（図5）。

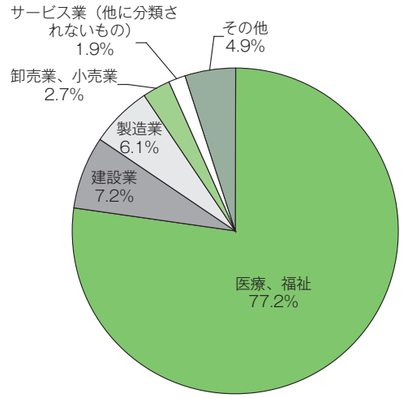


図2　電子マニフェスト加入者の業種別構成
（平成24年3月末現在）

事業報告 電子マニフェストの現況と取組み

表2　都道府県別の電子マニフェスト加入者数の状況（平成24年3月末現在）

都道府県・政令市名	排出事業者数	収集運搬業者数	処分業者数	合計
北海道	733	144	103	980
札幌市	663	78	48	789
函館市	47	19	12	78
旭川市	54	12	8	74
道　計	1,497	253	171	1,921
青森県	118	68	51	237
青森市	37	18	15	70
県　計	155	86	66	307
岩手県	288	81	61	430
盛岡市	100	22	16	138
県　計	388	103	77	568
宮城県	219	85	52	356
仙台市	224	74	58	356
県　計	443	159	110	712
秋田県	105	32	29	166
秋田市	62	14	14	90
県　計	167	46	43	256
山形県	322	105	89	516
福島県	293	78	59	430
郡山市	95	34	13	142
いわき市	96	30	21	147
県　計	484	142	93	719
茨城県	1,118	239	101	1,458
栃木県	759	119	72	950
宇都宮市	344	44	20	408
県　計	1,103	163	92	1,358
群馬県	708	81	52	841
前橋市	231	37	22	290
高崎市	326	25	18	369
県　計	1,265	143	92	1,500
埼玉県	2,096	396	180	2,672
さいたま市	515	72	38	625
川越市	180	15	4	199
県　計	2,791	483	222	3,496
千葉県	1,184	232	135	1,551
千葉市	308	85	38	431
船橋市	304	24	11	339
柏市	153	15	8	176
県　計	1,949	356	192	2,497
東京都	9,465	884	466	10,815
神奈川県	1,653	190	81	1,924
横浜市	2,135	264	111	2,510
川崎市	1,028	110	53	1,191
横須賀市	400	22	11	433
相模原市	454	63	35	552
県　計	5,670	649	291	6,610
新潟県	549	110	84	743
新潟市	458	73	47	578
県　計	1,007	183	131	1,321
富山県	202	73	55	330
富山市	219	50	44	313
県　計	421	123	99	643
石川県	457	87	36	580
金沢市	401	79	57	537
県　計	858	166	93	1,117
福井県	443	75	66	584
山梨県	317	62	36	415
長野県	680	118	92	890
長野市	123	51	38	212
県　計	803	169	130	1,102
岐阜県	1,790	133	86	2,009
岐阜市	655	41	16	712
県　計	2,445	174	102	2,721
静岡県	2,827	734	255	3,816
静岡市	1,013	210	73	1,296
浜松市	1,240	194	79	1,513
県　計	5,080	1,138	407	6,625
愛知県	1,971	345	242	2,558
名古屋市	1,623	232	123	1,978
豊田市	238	119	40	397
豊橋市	221	52	38	311
岡崎市	236	36	33	305
県　計	4,289	784	476	5,549
三重県	1,011	205	130	1,346
滋賀県	410	99	74	583
大津市	99	23	13	135
県　計	509	122	87	718
京都府	977	102	42	1,121
京都市	1,965	130	47	2,142
府　計	2,942	232	89	3,263
大阪府	1,160	252	105	1,517
大阪市	1,124	258	110	1,492
堺市	284	77	25	386
東大阪市	182	36	18	236
高槻市	83	14	9	106
豊中市	113	9	3	125
府　計	2,946	646	270	3,862
兵庫県	846	168	77	1,091
神戸市	814	138	90	1,042
姫路市	136	65	43	244
尼崎市	218	59	28	305
西宮市	139	20	2	161
県　計	2,153	450	240	2,843
奈良県	317	77	28	422
奈良市	121	14	5	140
県　計	438	91	33	562
和歌山県	223	47	23	293
和歌山市	133	53	20	206
県　計	356	100	43	499
鳥取県	85	32	36	153
島根県	634	48	45	727
岡山県	214	69	32	315
岡山市	310	117	61	488
倉敷市	168	79	33	280
県　計	692	265	126	1,083
広島県	479	96	88	663
広島市	652	137	86	875
呉市	121	17	11	149
福山市	177	50	34	261
県　計	1,429	300	219	1,948
山口県	744	173	102	1,019
下関市	172	34	29	235
県　計	916	207	131	1,254
徳島県	187	66	51	304
香川県	99	41	47	187
高松市	99	36	27	162
県　計	198	77	74	349
愛媛県	139	72	54	265
松山市	56	46	28	130
県　計	195	118	82	395
高知県	41	14	14	69
高知市	38	25	13	76
県　計	79	39	27	145
福岡県	678	148	104	930
北九州市	435	137	83	655
福岡市	968	86	56	1,110
大牟田市	42	10	4	56
久留米市	125	18	23	166
県　計	2,248	399	270	2,917
佐賀県	356	65	58	479
長崎県	221	32	23	276
長崎市	48	29	19	96
佐世保市	15	10	9	34
県　計	284	71	51	406
熊本県	171	62	51	284
熊本市	201	43	37	281
県　計	372	105	88	565
大分県	187	39	27	253
大分市	238	84	43	365
県　計	425	123	70	618
宮崎県	180	58	44	282
宮崎市	109	29	25	163
県　計	289	87	69	445
鹿児島県	382	52	38	472
鹿児島市	385	42	30	457
県　計	767	94	68	929
沖縄県	452	46	37	535

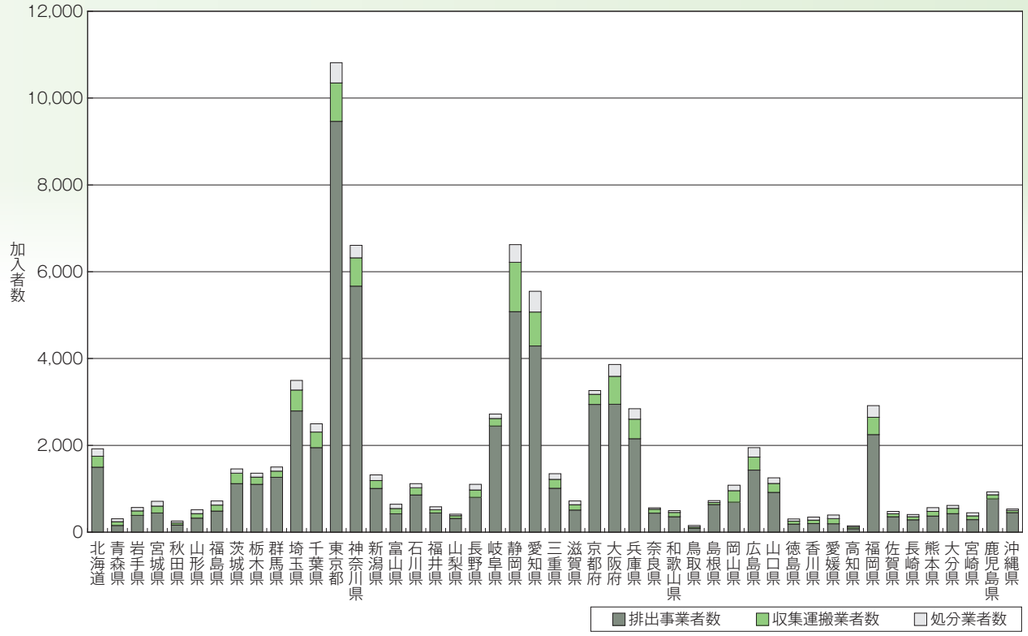


図3　電子マニフェスト都道府県別加入者数（平成24年3月末現在）

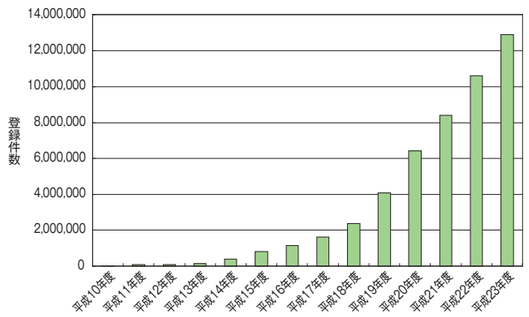


図4　年度別マニフェスト登録件数

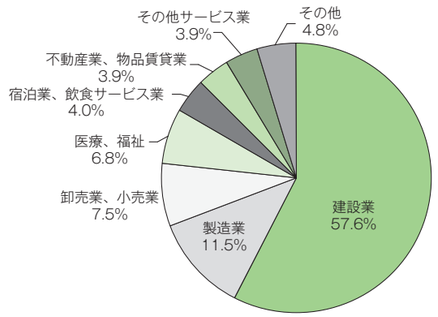


図5　排出事業者の業種別電子マニフェスト登録件数（平成23年度実績）

3　「ＪW災害廃棄物処理支援システム」の運用

東日本大震災により発生した、がれき類処理の管理に関連して、電子マニフェストシステムをベースに、災害廃棄物に係る分類表を追加した「ＪW災害廃棄物処理支援システム」を開発し、平成23年9月から運用を開始している。平成23年度は、岩手県内、宮城県内の7地域で、63社が加入し、登録件数10,726件であった。現在、本システムの利用率は低いものの、今後、がれき処理が進むとともに利用が拡大すると思われる。

事業報告 電子マニフェストの現況と取組み

4　電子マニフェストシステムの保守及び改善状況

(1) システムの稼働状況

平成23年度のシステムの稼働時間は、延べ364日(7,644時間) で、稼働率99.9%であった。

100%でなかった原因は、平成23年10月5日にＷｅｂ方式において、開発ツールの製品障害等の影響により約6時間停止したことによるものである。システムは、停止しないことを目標としており、今後とも、システムが停止することのないように保守・サポート体制を強化している。

(2) 利用パソコンの環境

電子マニフェストシステムを利用しているパソコン環境 (OS、ブラウザ) は、表3のとおりである。利用パソコンの環境は、推奨環境 (OS：Windows XP、7、ブラウザ:IE 8、9)) と異なって古いバージョンでの使用実績であり、今後とも、推奨環境での利用への切替えを求めて行く予定である。

表3　システム利用のパソコン環境

ＯＳ			ブラウザ	
形　式		割合(%)	形　式	割合(%)
Windows	2000	1	ＩＥ　6	32
〃	Vista	4	〃　7	19
〃	XP	77	〃　8	42
〃	7	18	〃　9	7

注) 平成24年3月7日調査

(3) システムの利用状況

Ｗｅｂ方式の使用状況は、平日のシステム利用ユーザ数10,000 ～ 12,000社が利用し、また、1日の電子マニフェスト登録状況は、土日・祝祭日は少ないものの、平日の電子マニフェスト登録件数は40,000 ～ 60,000件である。

また、ＥＤＩ方式は、月30万～ 40万件の要求ファイルを受信して、安定して処理している。

(4) システムの改善状況

平成22年5月のシステム切替え後、加入者からの操作性の改善要望も踏まえ、電子マニフェストシステム及び加入者情報管理システムについて逐次改善している。平成23年度は、加入者情報管理システムを下記のとおり改善している。

加入者による利用開始日を設定可能とした。
(平成23年11月1日公開)

なお、平成23年度にシステム改善要望のアンケート調査をした結果は、ホームページに掲載して、平成24年度に順次改善を予定している。

(5) システムの開発状況

平成23年度に新たに開発した機能は、マニフェスト情報に係る地方公共団体の利用機能の構築ほか下記のとおりである。

1) 放射性物質汚染廃棄物の管理機能の構築

「東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」の制定に伴い、電子マニフェストシステムの廃棄物の分類に「特定産業廃棄物」を追加して開発した。

平成24年度にＥＤＩ方式のシステムを開発して、合せて公開する予定である。

2)「放射性物質を含む廃棄物及び土壌の管理システム(仮称)」の開発の検討

放射性物質により汚染された廃棄物のほか、土壌等 (汚染廃棄物等) の処理などの推進に資するため、その発生・排出から、最終処分に至るまでの過程の情報管理 (台帳管理を含む) に利用できる新たなシステムを開発している。本システムは、電子マニフェストシステムをベースに改修し、平成24年8月稼働を予定している。

5　電子マニフェストシステムのサポート

(1) 問合せ内容

電子マニフェストシステムの操作等のサポートは、電話及びメールで対応している(図6)。

情報処理センターの問合せ体制は、電話４回線、５人体制で行い、問合せのほとんどは、Ｗｅｂ方式の操作に関するもので、その件数は１日平均約120件(80 ～ 230件) である。操作以外では、加入手続き、請求関係が多く、合せて約67%となり、大半を占めている(表4)。今後、問合せ件数を削減するために、ＦＡＱの充実、ホームページの改善を図っていく予定である。

(2) 情報処理センターホームページの活用

電子マニフェストシステムの操作等に関して自らが習得できるように、情報処理センターのホームページに下記内容を掲載している。「よくある質問」、「操作手順書」、「デモシステム」の利用を基に、初心者にシステム操作全般(基本設定・登録・報告等) が理解しやすいように、動画の「Ｗｅｂ方式の操作ガイド」を公開している。

① 電子マニフェストシステムよくある質問
URL：http://www.jwnet.or.jp/jwnet/qa/jwnet_help.html

② 電子マニフェストシステム操作手順書 (Ｗｅｂ方式)
URL：http://www.jwnet.or.jp/jwnet/siryo/siryo_jwnet_manual.html

③ デモシステム
URL：http://www.jwnet.or.jp/jwnet/look/do.html

④ Ｗｅｂ方式の操作ガイド
URL：http://www.jwnet.or.jp/jwnet/look/do.html

6　電子マニフェストの普及活動

電子マニフェストの普及については、地方自治体、業界団体等からの依頼による操作説明、リーフレットの提供を行い、現在、電子マニフェスト事業中期計画をもとに、平成26年度に、加入者数96,900社、年間登録件数1,820万件を目標に下記のとおり取り組んでいる。

(1) 普及対象

1）多量排出事業者及びマニフェスト利用件数の多い排出事業者
2）公共工事及び公共関与の産業廃棄物処分場等

(2) 具体的な普及活動

1）電子マニフェストの概要・操作説明会の実施

地方公共団体、全国産業廃棄物連合会、都道府県産業廃棄物協会、関係団体と連携して、電子マニフェストの運用事例の紹介や操作説明会を実施している。

2）ポスターの配布

都道府県・政令市、業界団体等へポスター(図7) を配布している。

3)「電子マニフェストシステムガイドブック」の提供

表4　1,000件以上問合せ内容とその件数

No.		問合せ内容	問合せ件数	割合(%)
Webの操作	1	修正・取消(承認・否認)	4,169	18
	2	ログイン・公開番号	1,795	8
	3	基本設定	1,417	6
	4	マニフェスト照会	1,282	6
		小　計(①)	8,663	38
加入手続き等	1	各種手続き(加入、変更、解約)	4,196	18
	2	手数料等の請求	1,157	5
	3	全般(導入・運用方法)	1,156	5
		小　計(②)	6,509	29
		合　計(①+②)	15,172	67

注1) 問合せ件数合計：22,717件
2) 集計期間：平成23年7月1日～ 24年3月31日

電子マニフェストの現況と取組み

問合せ先
公益財団法人　日本産業廃棄物処理振興センター
サポートセンター
TEL 03-5275-7023
FAX 03-5275-7112
月曜日～金曜日(祝祭日、年末年始、夏季休業を除く）の午前９時～午後５時
http://www.jwnet.or.jp/jwnet/

図６　電子マニフェストシステムの操作等問合せ先



図７　電子マニフェストのポスター

電子マニフェストの案内は、リーフレットの配布のほかに、実際の業務への活用方法、また、具体的な運用方法の例示の要望があるために、ガイドブックを配布している。

4）各種行政報告を作成するサービスの提供

情報処理センターでは、1年間（4月～翌年3月）に登録した電子マニフェスト情報について、当該事業場を所轄する都道府県知事等へ「電子マニフェスト登録等状況報告書」を報告し、併せてその内容を排出事業者が確認できるサービスを行っている。また、下記報告書のように、廃棄物処理法や条例などで規定している各種行政報告書を作成するサービスも提供している。

①　産業廃棄物管理票交付等状況報告書
（対象：排出事業者）
②　多量排出事業者に対する処理計画実績報告書　（対象：排出事業者）
③　特別管理産業廃棄物処理実績報告書
（対象：排出事業者）
④　運搬実績報告書　（対象：収集運搬業者）
⑤　処分実績報告書　（対象：処分業者）

7　まとめ

情報処理センターでは、安定したシステムを維持するために、システムの保守管理・サポートの徹底を図り、さらなる電子マニフェスト普及拡大に努めている。また、システムの操作性等に関するアンケート調査を行い、利用者の要望も踏まえ、逐次システム改善を図って行く予定である。